

平成 22 年度安全保障貿易自主管理促進事業委託事業
(マッチングによる普及啓発事業)

報告書

平成 23 年 3 月 31 日

財団法人 安全保障貿易情報センター



目次

1. 背景・目的

2. 経緯

2. 1 中小企業輸出管理支援センター開設

2. 2 支援団体（一次相談先）

2. 3 アドバイザー集合研修

2. 4 定例会議

2. 5 ミニセミナー

2. 6 相談業務

3. 成果

3. 1 相談内容の集計・分析

3. 2 運用マニュアル

3. 3 広告チラシの作成・配布

3. 4 参考資料、小冊子の作成・配布

3. 5 Q&A 集

3. 6 事例集

4. 今後の課題

1. 背景・目的

安全保障貿易管理は、国際レジームに基づいて行われており、米国同時多発テロやカーンネットワークの露見も踏まえ国連安保理決議1540号が採択され加盟国の義務となっている。

我が国はハイテク先進国であり、懸念国やテロリストはその先進技術・貨物を狙っている。新聞報道でも我が国からの機微部品等の調達が報じられたり、我が国からの不正輸出事件が続いている。その中で、我が国企業が知らない間に巻き込まれるケースもある。いったん、先方に渡ってしまえば、取り返しがつかないのが安全保障貿易管理であり、中小企業や大学がグループホールとならないようにする必要がある。これまで、大企業は長年の取組みにより、一定レベルの自主管理体制を整備しているが、中小企業や大学などは、これまで問題意識や取組みは十分ではなかった。外為法違反も、法令の理解や該非判定の誤り等に起因するものが少なくない。

平成21年の22年ぶりの外為法改正により、技術移転規制強化、罰則強化に加え、輸出者等遵守基準が法定され、技術提供者を含むほぼすべての輸出者が、該非確認責任者の選任、法令の周知等が最低限の義務として規定され、リスト規制品・技術の輸出者等については、更に詳細な社内規程を定め遵守することが求められることとなった。

今年度、財団法人安全保障貿易情報センター（以下 CISTEC）が経済産業省から「平成22年度安全保障貿易自主管理促進事業委託事業（マッチングによる普及啓発事業）」を受託し、中小企業における輸出管理の理解促進と自主管理体制の整備促進を図るべく、経験豊富な安全保障貿易自主促進アドバイザー（以下、アドバイザー）を要請に応じて派遣する等により、中小企業の安全保障管理制度全般にわたる相談及び自主的な輸出管理体制の構築などの支援（以下、支援事業）を行ったので、推進した支援事業の経緯、及び相談内容の集計・分析、運営マニュアル、Q&A集、事例集の成果について以下に記す。

2. 経緯

2. 1 中小企業輸出管理支援センター（以下、支援センター）開設

事前に中小企業輸出管理支援センター運用マニュアルの作成、一次相談先などに配布するチラシの作成、財団法人安全保障貿易情報センターホームページから検索できるようにした中小企業輸出管理支援センターサイトの立ち上げなどを行い、8月6日に支援センターを開設した。

2. 2 支援団体（一次相談先）への協力依頼

一次相談先として、日本全国の以下の団体に支援事業の説明及び中小企業へ支援センター紹介の依頼を行った。詳細を表 2.2 に示す。

- ・日本貿易振興機構（ジェトロ）

- ・ 中小企業基盤整備機構
- ・ 日本商工会議所
- ・ 全国中小企業団体中央会
- ・ (社) 中小企業診断協会
- ・ 日本機械輸出組合

表 2.2 支援団体訪問先

経済産業局 等	訪問先
北海道	10月21日 北海道経済産業局、札幌商工会議所、ジェトロ北海道
東北	10月20日 東北経済産業局、みやぎ工業会
関東	9月 1日 関東経済産業局 9月14日 (財) 東京都中小企業振興公社 10月15日 横浜通商事務所、横浜商工会議所、川崎商工会議所 10月19日 (財) 埼玉県中小企業振興公社、ジェトロ埼玉情報デスク、埼玉国際ビジネスサポートセンター 10月26日 新潟商工会議所、新潟県中小企業団体中央会、ジェトロ新潟 12月 2日 日本小型工作機械工業会、日本工作機器工業会 12月 7日 (山梨県) 甲府商工会議所※ 12月 9日 (栃木県) 小山商工会議所、宇都宮商工会議所 12月13日 (群馬県) 太田商工会議所※、伊勢崎商工会議所※ 12月14日 (栃木県) 真岡商工会議所※ 12月16日 (栃木県) 鹿沼商工会議所※ 12月20日 (群馬県) 前橋商工会議所 ※電話にて依頼
中部	8月25日 中部経済産業局、ジェトロ名古屋、愛知県中小企業団体中央会、名古屋商工会議所
近畿	8月25日 近畿経済産業局、中小企業基盤整備機構近畿支部、大阪商工会議所、ジェトロ大阪本部 8月26日 東大阪商工会議所、堺商工会議所 9月29日 京都商工会議所、大阪機械卸売業団地協同組合 9月30日 大津商工会議所

中国	10月 6日 福山商工会議所、宇部商工会議所 10月 7日 中国経済産業局、中国地域ジェトロ貿易情報センター所長と中国経済産業局との連絡会議出席 ジェトロ鳥取、ジェトロ松江、ジェトロ岡山、ジェトロ広島、ジェトロ山口
四国	9月29日 四国経済産業局、四国グローバル経済プロジェクト推進連絡会議出席 ジェトロ香川、ジェトロ愛媛、ジェトロ高知、ジェトロ徳島、(財)四国産業・技術振興センター

2. 3 アドバイザー集合研修

アドバイザーの知識向上と平準化を図るべく、11月5日に CISTEC にてアドバイザー15名の参加を得て集合研修を開催した。



アドバイザー集合研修 意見交換

2. 4 定例会議

第1回～第4回の経済産業省安全保障貿易検査官室（以下、検査官室）との定例会議を表2.4の通り実施した。

表 2.4

	日付	出席
第1回	10月14日	検査官室・CISTEC

第2回	11月30日	検査官室・日本貿易振興機構・ 中小企業基盤整備機構・全国中小企業団体中央会・ (社) 中小企業診断協会・日本機械輸出組合・CISTEC
第3回	2月4日	検査官室・中小企業基盤整備機構・日本商工会議所・ 全国中小企業団体中央会・(社) 中小企業診断協会・ 日本機械輸出組合・CISTEC
第4回	3月23日	検査官室・中小企業基盤整備機構・日本商工会議所・ 日本機械輸出組合・CISTEC



第3回 定例会議

2. 5 ミニセミナー

第1回～第7回ミニセミナーを表2.5の通り実施した。

表 2. 5

No.	日時	主催	場所	概要	参加人数
1	12/21(火) 13:30～16:00	東京商工会議所 中小企業相談センター	東京商工会議所	東京商工会議所の 会議で支援センター を紹介	70

2	1/26(水) 14:00～16:30	CISTEC 中小企業輸出管理 支援センター	CISTEC 第1会議室	都内23区で輸出実 績のある中小企業の 希望者を対象	39
3	2/2(水) 14:00～16:30	大阪機械卸業団地 協同組合	大阪機械卸業団地 協同組合	主に中古の工作機 械・工具を扱う中小 の商社対象	28
4	2/8(火) 14:00～16:30	(社)日本工作機器 工業会	機械振興協会内 会議室	工作機械の部品関 連の企業を対象	11
5	2/9(水) 14:00～16:30	相談企業	相談企業内	企業からの依頼で近 隣の2社が参加	15
6	2/10(木) 15:30～16:00	(社)中部航空宇宙 技術センター	名古屋 商工会議所	中部の航空宇宙部 品関連企業へのセミ ナー(中国展示会対 応)	61
7	3/3(木) 10:00～12:00	ジェトロ埼玉	新都心ビジネス 交流プラザ	埼玉県の中小企業を 対象(中国への輸出 促進に関連するセミ ナー)	44



CISTEC 中小企業輸出管理支援センター主催ミニセミナー

2. 6 相談業務

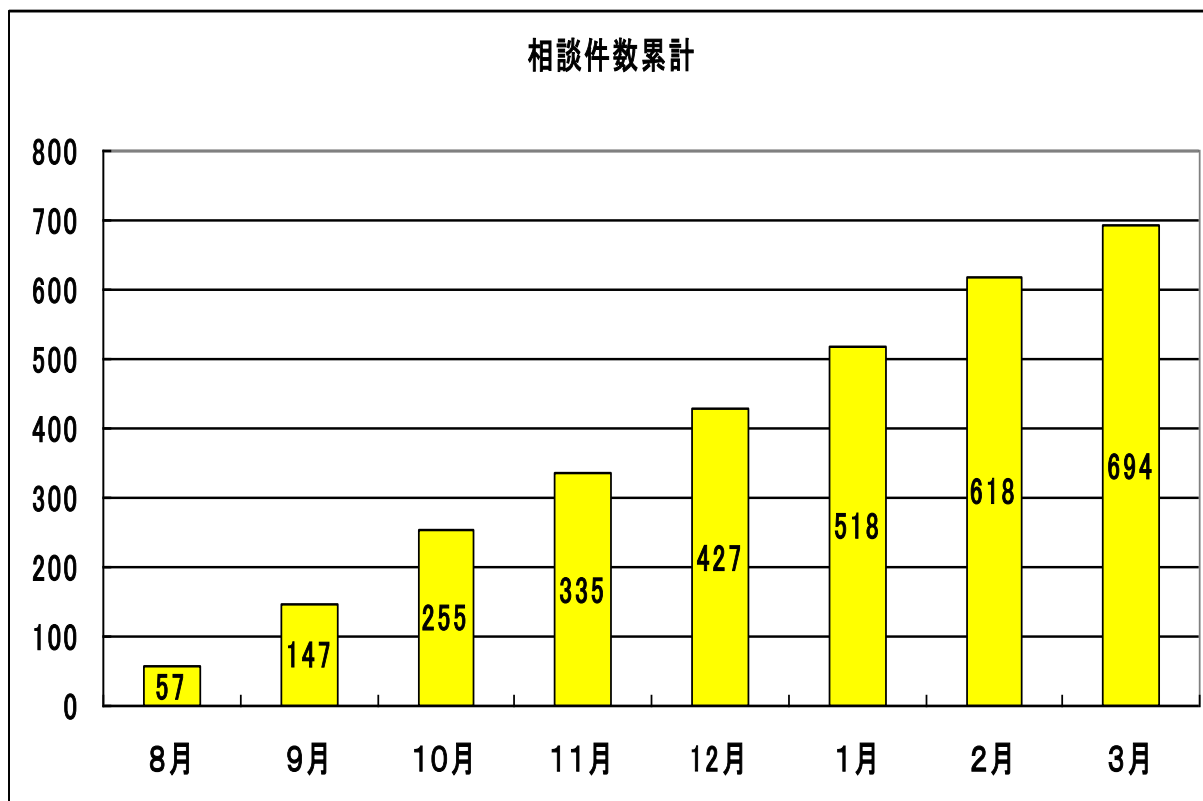
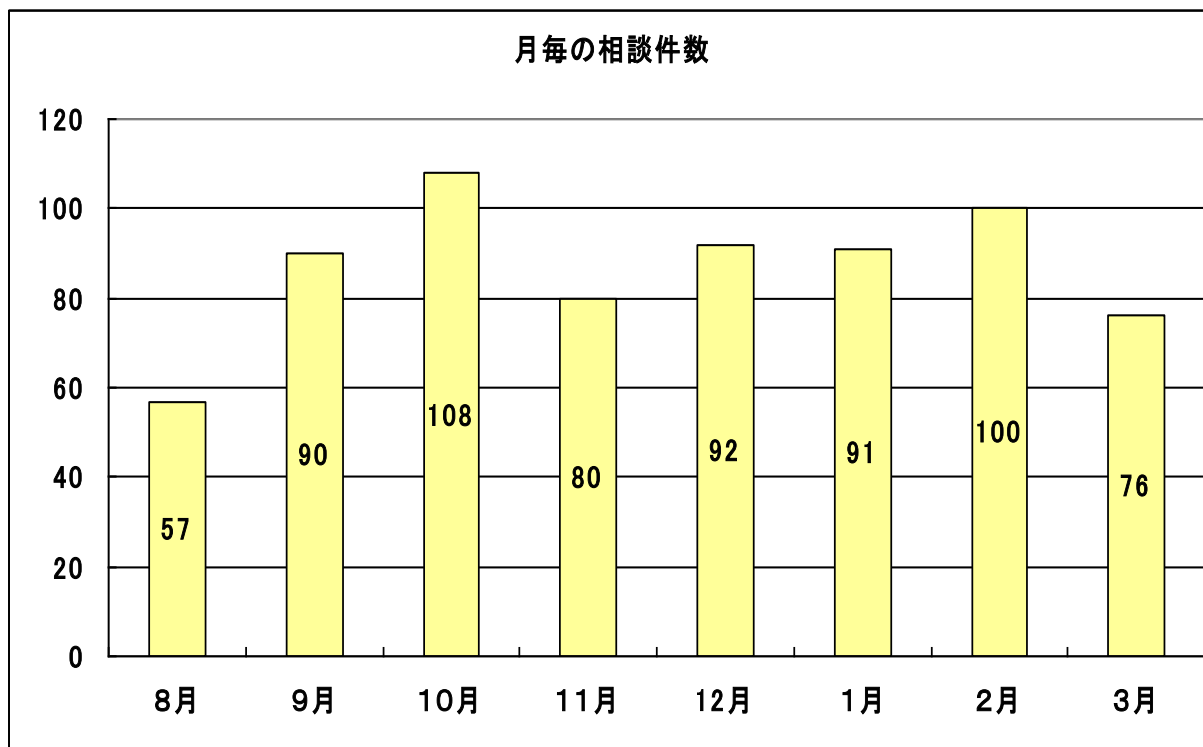
8月6日の支援センター開設以来、随時アドバイザーによる企業への訪問相談・CISTECへの来訪相談の対応、またCISTECへのメール相談・電話相談の対応を実施した。相談・回答シートについては別途月ごとにPDFデータを検査官室に提出した。

3. 成果

3. 1 相談内容の集計・分析

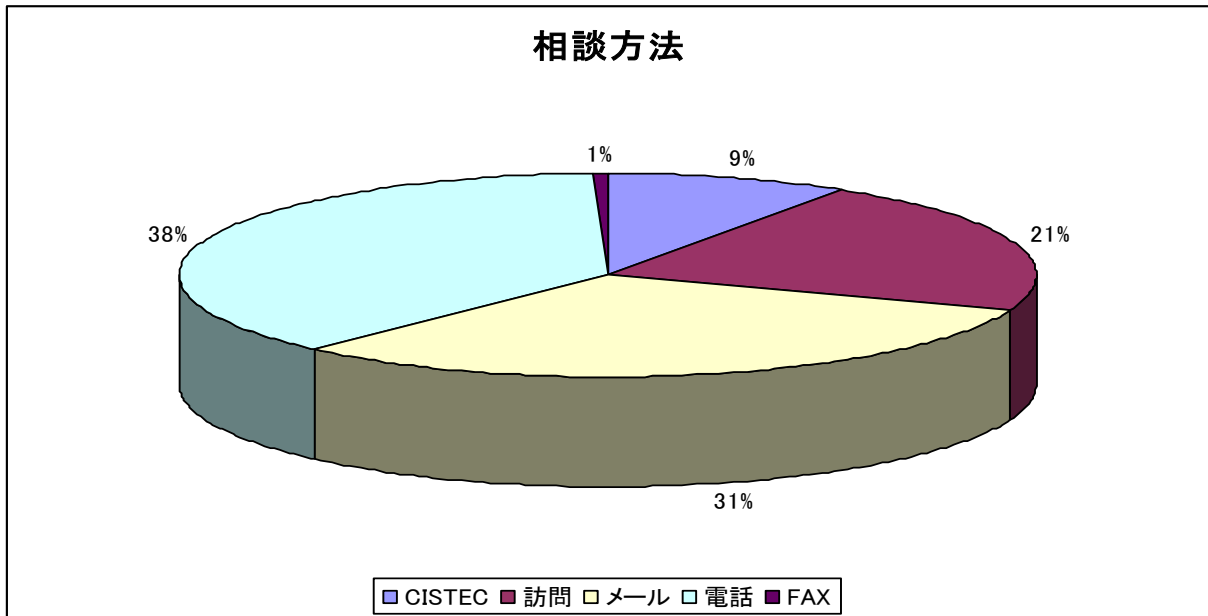
相談業務における結果分析について以下に記載する。

1) 相談件数



2) 相談方法

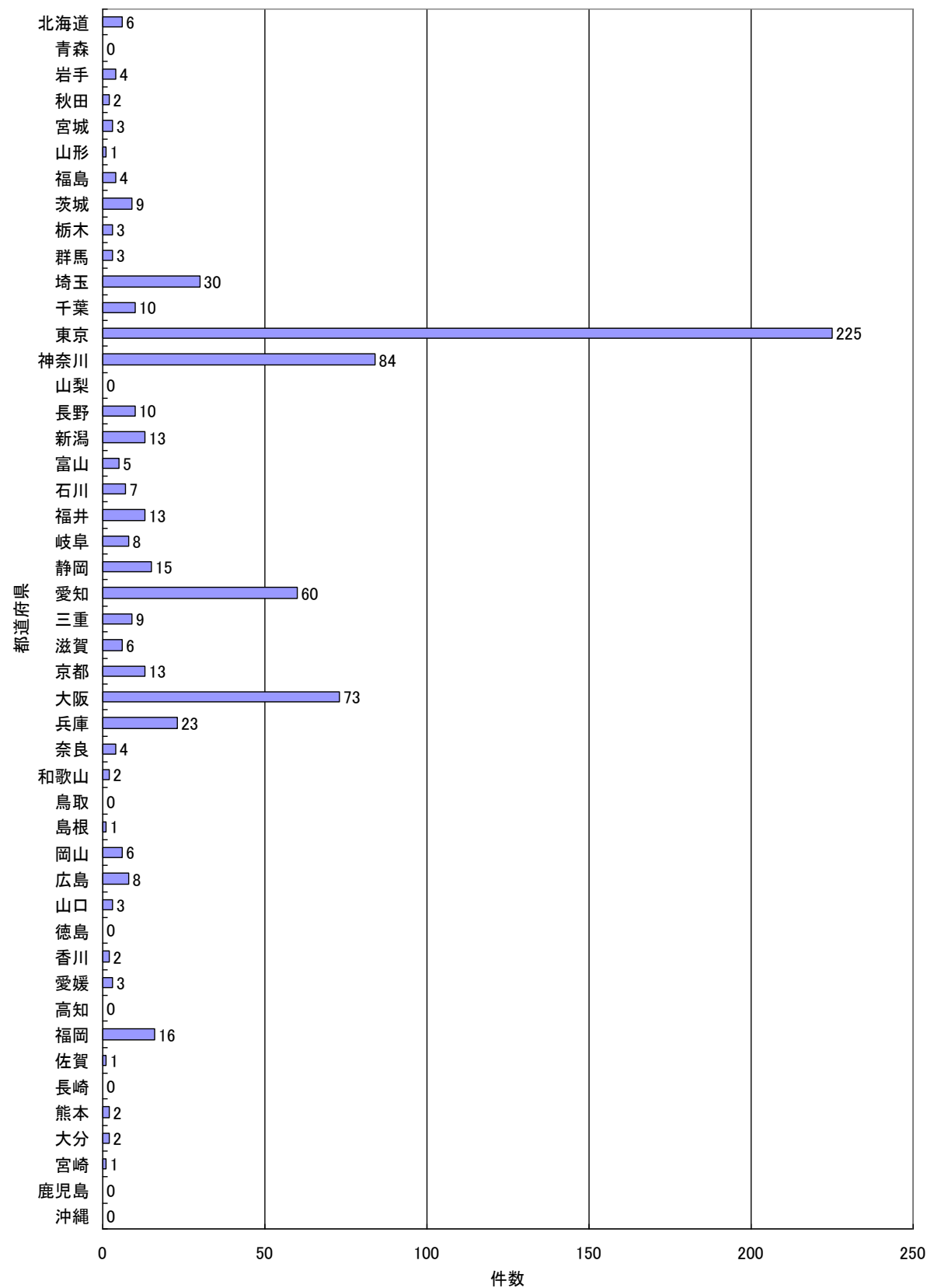
訪問相談・来訪相談の割合が30%、メール・電話回答等が70%を占める。相談企業からは性急な問い合わせが多く、電話やメールで即日回答を要請されるケースが目立った。その中でも、輸出管理の基本的な説明が必要な場合は訪問相談や来訪相談を奨めるように努めた。



3) 相談者の所在地

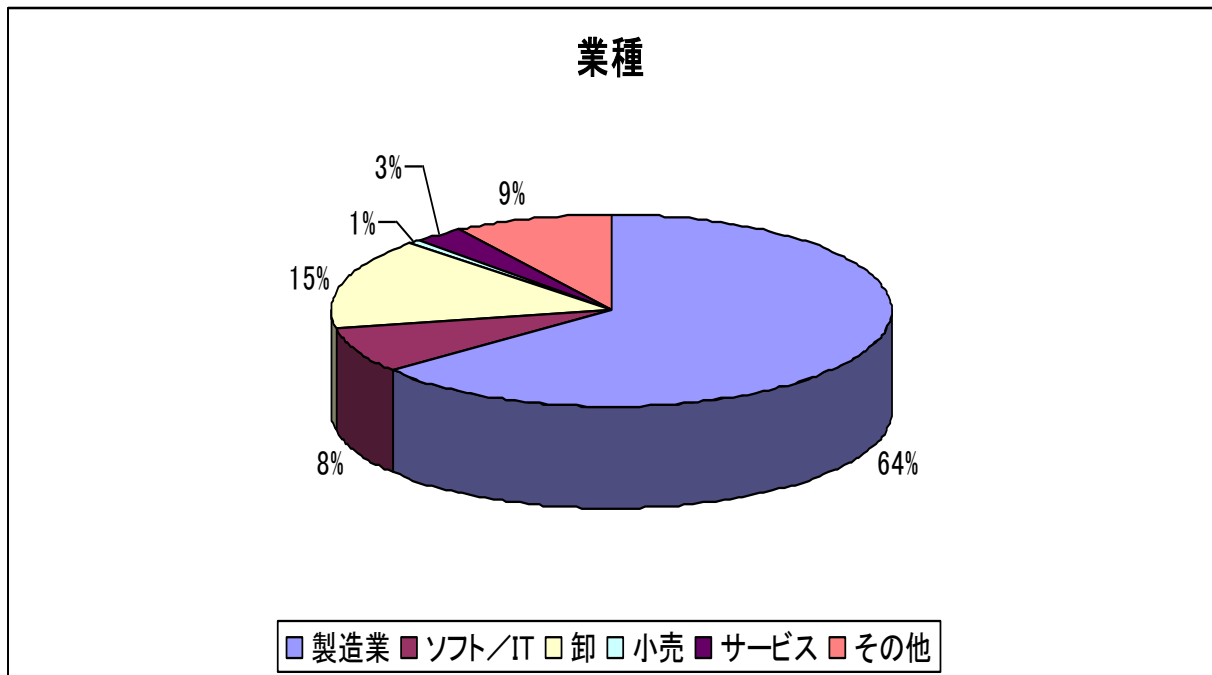
東京・神奈川・大阪・愛知・埼玉・兵庫で72%を占める。

相談企業所在地 分布図



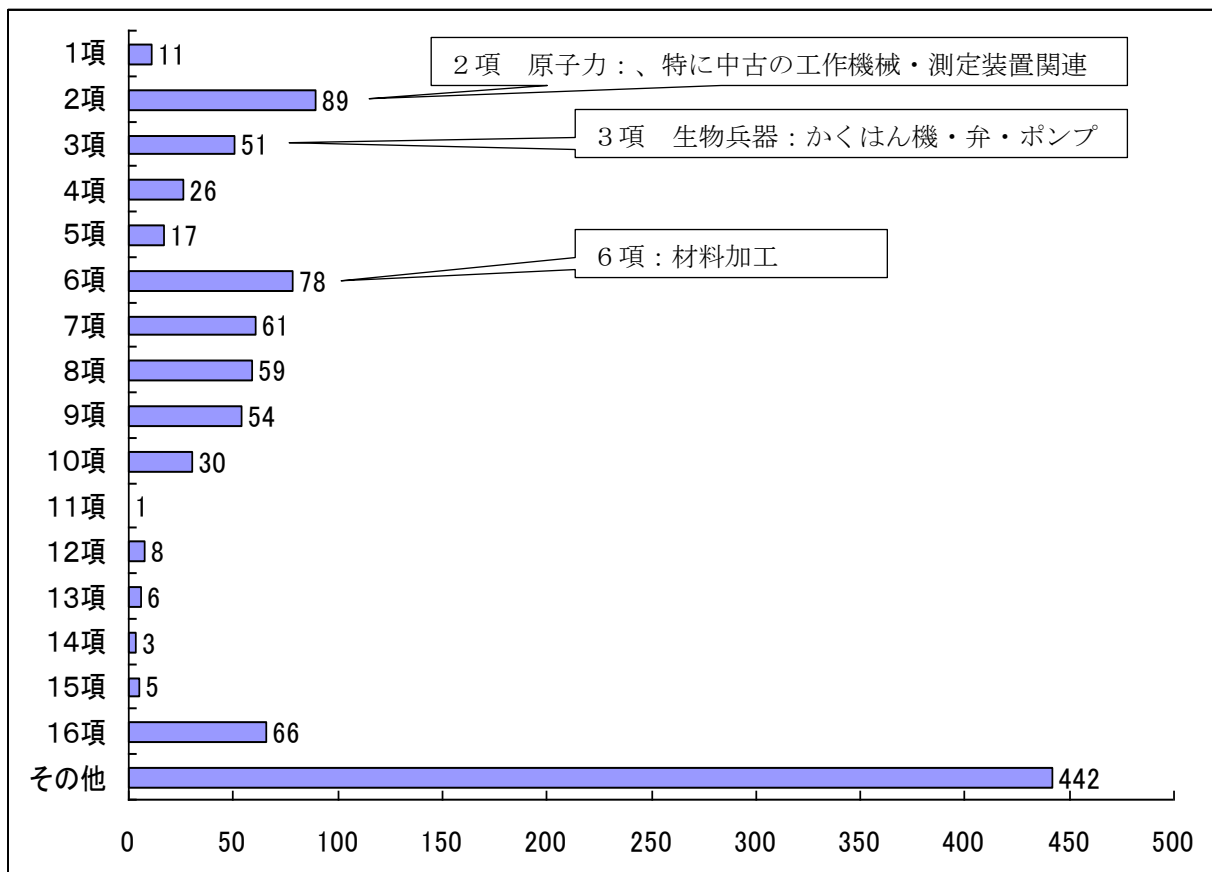
4) 業種

製造業が64%を占める。ソフト開発企業を含めると72%になる。



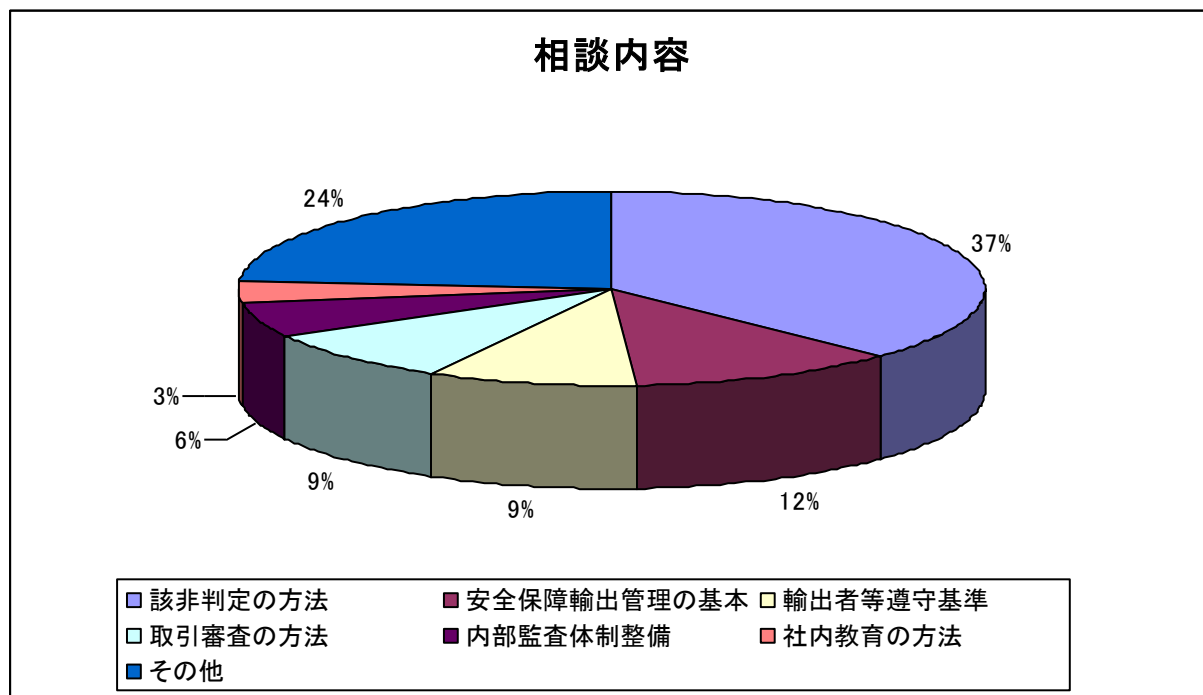
5) 関連する項番

1項～16項まで濃淡はあるもののほとんどの項番に関する相談があった。



6) 相談内容

結果的には該非判定に関連する相談になるケースが多い。



3. 2 運用マニュアル作成

相談業務の対応手順・プロセスを定めた運用マニュアルを作成し、手順に従って業務を推進した。添付資料1 を参照されたい。

3. 3 広告チラシの作成・配布

中小企業支援センターの紹介、業務内容、連絡先などを記したチラシを作成し、関連する協力機関（一次相談先）などに配布し認知度の向上を図った。添付資料2 を参照されたい。

3. 4 参考資料、小冊子の作成・配布

各アドバイザーが訪問相談などで輸出管理の基本や輸出者等遵守基準を説明するために使用する参考資料、また、相談先の企業で活用できるよう参考資料と同様の内容をまとめた小冊子を作成し、適宜、アドバイザー、一次相談先、相談企業などに配布した。添付資料3、添付資料4 を参照されたい。

3. 5 Q&A集

支援センターで扱った事例の中から代表的なものを選択し、それぞれの分野や相談内容ごとによくある質問として整理し、他の企業にも活用されるようQ&A集として作成した。添付資料5 Q&A集を参照されたい。

3. 6 事例集

8月6日の支援センター開設から3月末までに、訪問相談・来訪相談、メール・電話・FAXによる相談をあわせて694件に達し、目標数480件を超える相談があった。それぞれ個別に相談・回答シートを作成したので相談・回答内容はそれぞれのシートを参照されたい。相談・回答シートは月ごとにPDFデータで翌月の初めに検査官室に提出した。また、相談・回答シートは本報告書とともに別途PDFにまとめ電子データにして検査官室に納入した。

4. 今後の課題

「3. 成果」で報告した通り、7ヶ月間の事業を通じて多くの実績をあげることができたが、様々な課題も浮き彫りになった。企業の要望事項などを踏まえ、中小企業の相談者と直接支援業務を実施してきた支援センターの視点から、今後の課題について以下に記す。

- ①約半年間の事業期間では日本全国の中小の輸出企業全てを網羅して相談に対応することは難しく、今後は、支援事業の認知度をアップし周知させる取組みを行いつつ、今まで以上に輸出者等遵守基準や輸出管理の基本的な知識などの提供をはじめ、中小企業の輸出管理体制構築に向けた継続的な支援が必要である。
- ②多くの中小の輸出企業から「各企業固有の輸出製品・技術の該非判定に関わる

相談」があった。支援センターでは輸出管理体制の構築支援が主目的であることから、輸出管理の基本知識を紹介しながら該非判定についてはその方法・手段について説明をしてきたものの、中小企業からは該非判定の代行的機関の設置を求める声が多かった。

③「輸出品の該非判定書がなく税関で輸出が止まっているので早急に該非判定書を作成して欲しい」など直近の該非判定依頼要望が多い一方で、輸出管理の基本についての理解がされていないケースもあり、該非判定と輸出管理の基本両面の支援が必要と考える。

④相談無料であることから何度も繰り返して支援センターに問合せが入るような問題（便利屋的な依頼のされ方）も少なからず発生している。

⑤個別案件として、中古貨物についての相談が特徴的である。

中古製品（特に中古の工作機械が課題であるが一般機械や家庭電化製品の相談も多い）を扱う商社にとっては、メーカーが該非判定書を発行しないケースがあること、また自社判定した判定書が通関時点で認められないケースがあることなどから輸出業務が滞っている場合があり輸出事業に危機感をつのらせている。今後のフォローが求められる。

【資料目録】

報告書・報告書添付資料、及び事例集は別途ＣＤなど電子媒体に登録し納入するものとする。

中小企業輸出管理支援事業に関わる Q&A集

(財)安全保障貿易情報センター
中小企業輸出管理支援センター編

目 次

1. 安全保障輸出管理の基本
 1. 1. 営業部門が輸出管理を担当してもよいか
 1. 2. 輸出管理担当者は一人でよいか
 1. 3. 輸出をしていない企業でも輸出管理は必要か
 1. 4. モデルCPを使用する場合の注意点は
 1. 5. 中国と台湾・香港とは別の地域か
2. 技術の提供
 2. 1. 技術やプログラムの提供にも、貨物の輸出と同様な規制があるのか
 2. 2. 規制されている技術とは
 2. 3. 設計の技術とは
 2. 4. 製造の技術とは
 2. 5. 使用の技術とは
 2. 6. 組み立てに係る技術とは
 2. 7. 電話による技術提供
3. 輸出者等遵守基準
 3. 1. 最新の法改正等をタイムリーに知るには
 3. 2. 遵守基準の「周知」「指導」とは
 3. 3. 該当貨物を扱ってなくても遵守基準への対応が必要なのか
 3. 4. 直接輸出者とならない通関業者は「遵守基準」を守らなくてよい
 3. 5. 遵守基準における「罰則」とは
4. 需要者・用途確認の方法
 4. 1. 国内顧客が行う輸出でも需要者・用途の審査は必要か
 4. 2. キャッチオール規制とは
 4. 3. ホワイト国向けにはキャッチオール規制は考慮しなくてよい
 4. 4. リスト規制非該当の貨物を、同一の地域・企業に繰り返し輸出する場合でも、輸出のたびに需要者・用途確認をしなければならないか
5. 該非判定の方法
 5. 1. 該非判定とは
 5. 2. 該非判定にはどのようなものがあるか
 5. 3. 輸出令別表第2への対応
 5. 4. リスト規制の貨物や技術の該非判定のやり方
 5. 5. サーバーで技術提供する場合の留意点
 5. 6. 該非判定書とは

- 5. 7. 装置の部分品を判定する場合の留意点は
- 5. 8. 継続的に購入しているものでも、輸出のたびに該非判定書を入手しなければならないのか
- 5. 9. 海外からの購入品の該非判定は
- 5. 10. 明らかに非該当と考えられる汎用部品の取り扱いは
- 5. 11. 16 項該当とは(キャッチオール規制)
- 5. 12. EUの規制番号や米国のECCN(規制品目リスト番号)は、わが国の該非判定に役立つか
- 5. 13. 該非判定書等の法的な取り扱いは
- 5. 14. 仲介貿易取引の該非判定とは
- 5. 15. プリント基板上の電子部品の該非判定は
- 5. 16. 海外製品を国内で修理した後、再輸出する場合の該非判定は

6. 分野別該非判定の方法

6. 1. 工作機械

- 6. 1. 1. 工作機械をカタログ値で該非判定してよいのか
- 6. 1. 2. 核兵器のために設計したわけではない工作機械でも、輸出令別表第1の2の項で該非判定する必要があるのか
- 6. 1. 3. 工作機械を国内販売するだけなら輸出管理をしなくてよいのか
- 6. 1. 4. 中古の工作機械を屑鉄にして中国に輸出したい。留意点は

6. 2. 集積回路

- 6. 2. 1. カスタム集積回路とは
- 6. 2. 2. 「専用集積回路」が「汎用集積回路」になった場合

7. その他

- 7. 1. 中古品や廃棄物の輸出の留意点は
- 7. 2. 一般包括許可の取得のメリットとデメリットは
- 7. 3. 輸出管理内部規程の受理票取得までの所要日数は
- 7. 4. 法令改正情報の入手法は
- 7. 5. 非該当証明書について教えてほしい
- 7. 6. 適格説明会の受講票について教えてほしい
- 7. 7. 仲介貿易取引にあたるか
- 7. 8. 自己使用のみのパソコンに輸出許可が必要か
- 7. 9. 日本国籍の当社社員を外向のため海外の子会社へ赴任させた。輸出管理上の注意点は
- 7. 10. 民生用に輸出した製品が当社の知らないところで軍事転用されていた。当社の責任は
- 7. 11. 日本に滞在している当社の中国籍の従業員が、私用で一時帰国する。輸出管理が必要か

1. 安全保障輸出管理の基本

1. 1. 営業部門が輸出管理を担当してもよいか

Q: 当社では営業部門で輸出業務を行なっています。輸出関連なので社内での輸出管理を担当する部門を営業部門の中に設置しようと思いますが、問題があるでしょうか？

A: 社内のどこに輸出管理の部門を設置しなければならない、というきまりはありません。しかし、輸出管理は内部牽制の機能が大切であり、時として営業目的と相反する判断をしなければならないことがあります。輸出管理部門が営業部門の中にあると、社内に牽制機能が働かず、営業部門の意向が会社の方針となってしまう懸念があります。従って、輸出管理部門は営業部門とは独立して考えることのできる組織とする必要があります。

1. 2. 輸出管理担当者は一人でよいか

Q: 当社のような中小企業では、人手をかけた輸出管理の社内体制を構築することは困難です。一人で何もかもやらざるを得ません。それでよいでしょうか？

A: 中小企業の中には、輸出管理の専任者はおけない、委員会もおけないというところも多いと思います。その様な場合には、輸出管理を中心になって行う担当者(中核になる人)を決めるのが良いと思います。中核になる人がいれば集中管理することができ、適正の度合いや効率を高めることができます。

ただ、担当者一人に任せきりにしていると、担当者が判断を誤る可能性もありますし、担当者が出張や休暇などの時に業務が止まってしまう可能性もあります。代表者や役員の方でも結構ですので、複数の方を担当にいただき、該非の確認や取引の審査等の重要な判断については、必ず複数の者による判断(ダブルチェック)することが望ましいと思います。

1. 3. 輸出をしていない企業でも輸出管理は必要か

Q: 当社は全く輸出を行なっていませんが、それでも輸出管理が必要ですか？

A: 例えば、輸入しか行っていない場合であっても、海外へ製品を返送することは外為法上の輸出となります。また、購入したい製品の仕様を海外企業に通知することや先方と技術打合せをすることは技術提供、つまり技術の輸出となります。貨物の輸出や技術の提供をする時には、外為法上の規制に該当するのか、経済産業大臣の許可が必要かを判断の上、対応していただくことになりますので輸出管理は必要になります。

また、国内販売しか行わない場合であっても、その販売先が御社の製品を輸出する、あるいは御社の技術を海外へ提供しようとして、該非判定書の提出要求があるかもしれません。また、御社のリスク管理のため、御社の製品や技術を提供しようとしている顧客に法令遵守の注意喚起をする必要があるかもしれません。以上のように、直接輸出をしていない企業であっても輸出管理をすることが求められる場合があります。

1. 4. モデルCPを使用する場合の注意点は

Q: 当社では輸出管理内部規程(CP)を制定したいと思っています。何か参考となる資料はありますか？

A: 企業向けにCPのひな形(モデルCP)が下記 URL に公開されています。ここでは、企業のさまざまな業態に応じて以下のような6種のパターンが準備されています。つまり、自社で製造しているものがあるか否かと、輸出管理の、①専門部署を設ける ②前任者を任命する ③代表取締役が直接管理する、の組み合わせです。この中から御社に最も適したパターンを選んで活用してください。

<http://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>

その際に、単に社名や部門名などを置き換えるだけでパターンを丸ごと転載するのでは不十分です。企業にはそれぞれ独自の組織や事業運営方針があります。それぞれの業態に応じて書き換え、かつ実際即した遵守することができる CPを構築する必要があります。

1. 5. 中国と台湾・香港・マカオとは別の地域か

Q: 輸出管理上の仕向地として、中国と台湾・香港・マカオは同じ地域と考えてよいでしょうか？

A: 中国、台湾、香港、マカオは各々別地域として規制されており、別々の対応が必要です。しかし、台湾・香港・マカオは中国へのビジネスの入り口となっていることも多く、貨物・技術が最終的にどこで使用・消費されるのかを把握する手がかりとなることも考えられます。

2. 技術の提供

2. 1. 技術やプログラムの提供にも、貨物の輸出と同様な規制があるのか

Q: 海外へ技術やプログラムを提供する場合の留意点について教えてください。

A: 物理的に国境を越えて輸出される貨物と異なり、技術は「輸出」をしているという実感がなく実行されてしまいがちですが、技術(プログラムを含む)の提供についても、貨物の輸出と同様な規制があります。

技術の提供に関するリスト規制は、外為法第 25 条第 1 項で、定められています。

1 項前段: 外為令別表の 1～15 項に該当する技術(特定技術)を、外国で、居住者・非居住者に提供する取引を行おうとする居住者・非居住者。

1 項後段: 特定技術を、日本または外国で、非居住者に提供する取引を行おうとする居住者。

一方、キャッチオール規制についても貨物と同様に、外為令別表第 16 項に対して許可が必要な場合が定められています。

これらの規制には、リスト規制に該当する貨物(該当貨物)の「設計」「製造」「使用」の各段階での技術が規制されるものと、該当貨物には関係なく技術そのものが規制される場合があります。各段階の技術の具体例などは、本Q&A集2. 2. ～2. 5. を参照ください。

2. 2. 規制されている技術とは

Q: 規制に該当する技術とは何でしょうか？

A: 規制に該当する技術は、外為令別表に項目がリストアップされ、その技術仕様については貨物等省令の相当する箇所に記載されています。ここでは、貨物に応じた「設計」「製造」「使用」の、各段階の技術の規制状況が記載されていますので、どの段階の技術が規制されているのかを確認してください。

規制に該当する技術も、貨物と同様、国際レジームでの検討結果（国際合意）をもとに、ほぼ毎年改正されています。この合意を受けて、大量破壊兵器等や通常兵器に使用される技術、若しくは転用できる技術を日本法令で規制しています。従って貨物と同様に法令改正の動向に注意して、最新の情報を入手する必要があります。

2. 3. 設計の技術とは

Q: 設計の技術とは具体的に何でしょうか？

A: 設計の技術とは、「設計研究、設計解析、設計概念、プロトタイプ of の製作及び試験、パイロット生産計画、設計データ、設計データを製品に変化させる過程、外観設計、総合設計レイアウト等の一連の製造過程の前段階の全ての段階」(役務通達 1(3)ウ)に係る技術をいいます。また、設計に係る特別に設計されたプログラムも設計の技術とみなされます。

2. 4. 製造の技術とは

Q: 製造の技術とは具体的に何でしょうか？

A: 製造の技術とは、「建設、生産エンジニアリング、製品化、統合、組立(アセンブリ)、検査、試験、品質保証等のすべての製造工程」(役務通達 1(3)エ)に係る技術をいいます。また、製造に係る特別に設計されたプログラムも製造の技術とみなされます。

2. 5. 使用の技術とは

Q: 使用の技術とは具体的に何でしょうか？

A: 使用の技術とは、「操作、据付(現地据付を含む)、保守(点検)、修理、オーバーホール、分解修理等の、設計・製造以外の段階」(役務通達 1(3)オ)に係る技術をいいます。また、使用に係る特別に設計されたプログラムも使用の技術とみなされます。

2. 6. 組み立てに係る技術とは

Q: 当社では組立しかしていません。組立に係る規制技術はあるのでしょうか？

A: 組立の工程は、製造の工程の一部です。対象となる貨物の製造に必要な技術^(注)が規制さ

れていないか検討して下さい。

(注) 必要な技術とは、規制の性能レベル、特性若しくは機能に到達し又はこれらを超えるために必要な技術のことをいいます。

2. 7. 電話による技術提供

Q: 電話により海外顧客に製品等の説明を行うことも技術の提供とみなされますか？

A: 電話による技術情報の提供も、技術の提供の1つです。提供する内容によって外為法の規制の対象となる可能性があります。

電話以外にも、内容がリスト規制に該当する場合、文書・口頭などあらゆる形態が対象になります。

一方、キャッチオール規制では、貿易外省令第9条第2項第七・八号で、「当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の提供若しくは電気通信による当該技術を内容とする情報の送信を伴わないもの又は次に掲げるいずれの場合にも(本邦又は外国(輸出令別表第3の2に掲げる地域以外の外国をいう。以下この号及び次号において同じ。))において居住者又は外国の非居住者に提供することを目的とする取引にあっては、イ、ロ及びニのいずれの場合にも)該当しないもの」とあり、口頭以外のあらゆる形態が対象です。なお、電話は電気通信に含まれます。

3. 輸出者等遵守基準

3. 1. 最新の法改正等をタイムリーに知るには

Q: 最新の外為法及び外為法関係法令の改正動向を的確かつタイムリーに把握するにはどうしたらよいでしょうか？

A: 最新の外為法及び外為法関係法令の改正動向を把握しておくことは、法令遵守のためにも重要です。「輸出者等遵守基準を定める省令」第1条第一号は、リスト規制に該当する貨物や技術を扱っていない者を含めすべての輸出者が守らなければならない基準ですが、『該非判定を含む輸出等の業務に従事するものに対し、最新の法及び法に基づく命令の周知その他関連法令の規程を遵守するために必要な指導を行うこと』(第1条第一号ロ)と定めています。

最新の法及び法に基づく命令、その他関連法令を的確かつタイムリーに把握するには次の方法によることをお勧めします。

(1) ホームページの活用

① 安全保障貿易管理関連法令の制定／改正情報

安全保障貿易管理ホームページ

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

TOP ⇒ 新着情報「制度」

また、民間団体等が行っているメール配信サービスを利用するのも有効です。

② 安全保障貿易管理以外の事由による輸出規制関連法令の制定／改正情報

- ・ 輸出令別表2関連 及び
- ・ 法第25条第6項/外為令第18条第3項関連(国連制裁、閣議決定など)

貿易管理ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/index.html

(2) 法令制定／改正説明会への参加

大規模な制度やリスト改正の際に説明会が開催される場合があります。安全保障貿易管理ホームページで開催案内がされます。必要に応じてご参加ください。

(3) 公報の購読(参考)

経済産業省関連の法令情報などが掲載されている「経済産業公報」(日刊)等を購読する。法令集に改正情報を切り張りメンテする、などに活用できます。

これらの手段で情報を漏らさず入手するには、入手担当を指名し、ホームページをこまめにチェックさせることと、入手した後、本Q&A集3. 2. で述べるように、御社の輸出管理のサイクルを、法令改正等の施行日に合わせてタイムリーに対応することが大切です。

3. 2. 遵守基準の「周知」「指導」とは

Q: 「輸出者等遵守基準を定める省令」第1条第一号ロの『最新の法及び法の命令の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導』とは具体的にどのようなことを要求されているのでしょうか？また、実行したことを証する必要がありますか？

A: 輸出者が輸出管理関連業務を適切に運営するために必要な条件があります。

- (1) 外為法及び外為法関係法令を把握・理解すること
- (2) (1)の結果は業務に反映するため、社内でルール化すること
- (3) (2)のルールを社員に周知教育すること
運用・実行の状況を見てルールの周知徹底と適正な指導を行うこと
- (4) 外為法及び外為法関係法令の制定／改正情報を適宜把握し、適時に(1)～(3)の必要な対応をすること

上記(1)～(4)を輸出管理のサイクルとして廻すことが要求されます。なお、実行したことを記録し残すことを求められてはいませんが、トラブル時などの証拠資料として、内部的に保存しておくようにしましょう。

3. 3. 該当貨物を扱ってなくても遵守基準への対応が必要なのか

Q: 当社は、特定重要貨物等(いわゆるリスト規制)に該当する貨物の輸出や技術の提供の予定はありませんが、CP若しくは「輸出者等遵守基準を定める省令」第1条第二号に従った遵守基準への対応が必要なののでしょうか？対応した方がよいのでしょうか？

A: 特定重要貨物等の輸出者でなければ、法令上は同省令第 1 条第一号のみの遵守をしていただくことになります。ここでは次の2項目が要求されています。

- (1) 特定重要貨物に該当するか否かを確認(該非確認)する責任者を選任すること
- (2) 輸出等の業務従事者に、最新法令の周知、その他関連法令を遵守させるための指導を行うこと

特定重要貨物等の輸出者でなければ、同省令第 1 条第二号は法的には必須ではありませんが、御社の業態に応じて輸出管理内部規程(CP)として制定しておくことが必要な場合もあると思います。たとえばキャッチオール規制貨物等の輸出等の取引には次の様な手続き・管理が必要です。

- (1) 該非判定をする。〔手続き方法、該非確認責任者による確認〕
- (2) 顧客・用途確認・審査をする。〔手続き方法、確認結果の措置手続き〕
- (3) 出荷前に、最新の法令に基づいて(1)(2)を最終確認する。〔手続き方法、確認結果の措置手続き〕
- (4) 輸出申告時、通関業者に(1)(2)の輸出管理情報を伝える。〔手続き方法など〕
- (5) (1)～(4)の関連情報(書類など)を保存する。〔手続き方法など〕
- (6) リスト規制品を輸出等することになった場合の対応。〔手続き方法など〕
- (7) 輸出手続き関連トラブルへの対応。〔手続き方法など〕

上記を参考にして、御社にふさわしいCPの作成・制定をお勧めします。合理的で遵守可能なCPにするため、場合により一度に決めてしまおうとせず、時期をきめて最終目標に達することができる段階的なステップアップを考慮した方法もあるかもしれません。また、CPは作成したままにせず、法令改正や御社の業態に変更があった時は必要に応じてタイムリーに改版していくなど、制定後のメンテナンスも必要です。

3. 4. 直接輸出者とならない通関業者は「遵守基準」を守らなくてよいか

Q: 直接輸出者とはならない通関業者は、輸出者等遵守基準を考慮しなくてもよいのでしょうか？

A: 輸出者等遵守基準は確かに輸出者を対象に規定されており、通関業者は輸出者ではないので法的規制を受けません。

しかし、輸出者からの依頼に基づいて通関業務を代行するので、その依頼主から輸出に関する相談を受けることが多々あると思われます。また、輸出者が「輸出者等遵守基準」の内容をよく知らない場合もあるかもしれません。

したがって、お客様のためにも輸出者等遵守基準に精通しておけば法的な助言ができ、お客様の法律違反を未然に防ぐことができるでしょう。またそのほかの有効な助言も可能になると思われます。その結果信頼を勝ち得て、継続的に取引を行ってくれるかもしれません。更に通関業者の指導で輸出者が適切な書類の準備ができるようになれば、迅速な通関が可能となります。

3. 5. 遵守基準における「罰則」とは

Q: 輸出者等遵守基準の罰則規定は、どのような手続きで行われるのでしょうか？また、「指導」と「勧告」、「命令」や「罰則」について説明してください

A: 外為法の大部分では、違反するといきなり罰則が科される「直接罰」を採用しています。しかし、「輸出者等遵守基準」の違反は、最初は経済産業省の「指導」「助言」が実施され、それに従わなかった場合により重い「勧告」が発せられます。そしてその勧告に従わなかった時に「命令」が発せられ、さらにその命令にも従わなかった時にはじめて罰則が科されるという「間接罰」を採用しています。

4. 需要者・用途確認の方法

4. 1. 国内の顧客が行う輸出でも需要者・用途確認は必要か

Q: 当社は国内の顧客へ国内販売をしました。その顧客が当社の製品を輸出しようとしています。当社はメーカーの立場から海外の最終顧客・最終用途を調査し、記録を保存しなくてはならないでしょうか？

A: 安全保障貿易に関する外為法違反の法的な責任はあくまで輸出者にあります。しかしながら、御社のブランドを守るために、御社にとっては国内販売の場合でも可能な限り最終顧客、最終用途を把握しておくべきでしょう。国内の顧客が輸出する場合であっても、御社のリスクマネジメントまたコンプライアンスの観点から、知りうる限りで最終顧客、最終用途の調査・検討を行い、調査結果は後日のトラブルなどの証拠資料として文書化し、輸出の日より7年間(大量破壊兵器等関連7年、通常兵器関連5年)は保存しておきましょう。

4. 2. キャッチオール規制とは

Q: キャッチオール規制とは何ですか？

A: キャッチオール規制とは、輸出令別表第1の16項に該当する貨物の輸出や、外為令別表の16項に係る技術提供に対する、つまり非リスト規制品に対する用途や需要者に着目した規制です。ただし他の項番と違い、16項は該当するからといってすぐ輸出許可が必要というわけではありません。輸出先(仕向け地)での最終用途や、最終顧客が所定の要件に該当した場合にはじめて輸出許可が必要となります。詳細は本Q&A集5. 11. を参照してください。そのほかにインフォーム要件がありますが、これは経済産業大臣から、「その輸出については許可申請をしてください」と通知してくるものです。大臣からの通知があって初めて対応するものであり、輸出者側で事前に準備しておくことはありません。

4. 3. ホワイト国向けにはキャッチオール規制は考慮なくてよいか

Q: 当社では輸出令別表第1の1から15項に該当するものではありません。また、当社の輸出先はホワイト国に限られています。ホワイト国向けはキャッチオール規制の対象外と聞いていたので、当社の製品はキャッチオール規制にも関係ないものと思っていました。

ホワイト国向けでもキャッチオール規制を考慮する必要があるのでしょうか？

A: 確かにホワイト国向けはキャッチオール規制の対象ではありません。

しかし、リスト規制該当品の取扱がなく、かつ輸出先がホワイト国に限るからといって輸出管理を行わなくてよいということではありません。輸出契約ごとに該非判定と仕向け国、最終需要者、用途等をチェックして記録を保存しておくことが輸出管理の主旨です。またホワイト国であっても、最終顧客が軍関係者の場合や最終用途が兵器の製造などの場合には、御社のリスク管理やコンプライアンスの観点から輸出の自粛を考えざるを得ないかもしれません。最終需要者や最終用途が不明な場合は、不明であることを明確にしておきましょう。また、トラブル時の証拠資料として記録を輸出の日から7年間(大量破壊兵器等関連 7 年、通常兵器関連 5 年)は保存しておきましょう。

一方、合理的な輸出管理のため、本Q&A集4. 4. も参照してください。

4. 4. リスト規制非該当の貨物を、同一の地域・企業に繰り返し輸出する場合でも、輸出のたびに需要者・用途確認をしなければならないか

Q: 同一国の同一企業に、同一貨物を継続して輸出する場合、取引審査はどう考えればよいでしょうか？ 輸出のたびに実施する必要はあるのでしょうか？

A: 同一国の同一企業に、同一貨物を継続して輸出する場合の様に取引内容に変更がない場合には、例えば1年間など、常識的な範囲で御社にて期間を定めて包括的に取引審査を行うのも良いと思います。ただしその場合には、CPなどの社内手続きで期間を明確にしておくことが重要です。

(例) ホワイト国向取引審査は1年に1回。ただし輸出記録は個々にすべて残しておく。

ホワイト国以外の取引審査は前回と同一であっても引き合いのたびに行う。

ただし海外の取引先に何らかの変更があった場合は、変更内容によっては、取引審査の有効期間内であっても、再度、取引審査を行う必要があります。企業名の変更・買収などや資本の変更・新規事業の開始・工場や事業所の所在地の変更などがこれに相当します。

5. 該非判定の方法

5. 1. 該非判定とは

Q: 「該非判定」とは何でしょうか？

A: 輸出しようとする貨物や提供しようとする技術が、外為法、輸出令、外為令等で定められる規制貨物や規制技術に該当するか否かを判定することをいいます。これにはリスト規制とキャッチオール規制とがあります。

5. 2. 該非判定にはどのようなものがあるか

Q: 該非判定にはどのようなものがありますか？

A: 該非判定はリスト規制とキャッチオール規制の2つについて行います。

リスト規制については、貨物については輸出令別表第1の、技術については外為令別表のそれぞれ1～15の項で定められています。リスト規制の具体的な該非判定は、本Q&A集5.4.を参照してください。

キャッチオール規制は貨物・技術それぞれ、輸出令別表第1の16の項・外為令別表の16の項に関連する規制です。キャッチオール規制の考え方や該非判定の方法は、本Q&A集4.2.及び5.11.を参照してください。

5.3. 輸出令別表第2への対応

Q: 輸出令別表第2はどのように扱ったらよいのですか？

A: 輸出令別表第1が、わが国や国際的な安全保障のために「輸出の許可」が必要な貨物を規定しているのに対し、輸出令別表第2は食料品や動物、美術品など、別の観点から「輸出の承認」が必要な貨物を規定しています。

特に化学品については輸出令別表第2で規制されている場合があり、注意が必要です。

別表第1と、別表第2の両方で規制されている場合は「輸出許可・承認申請書」という様式の書類で申請する必要があります。

5.4. リスト規制の貨物や技術の該非判定のやり方

Q: 貨物や技術がリスト規制（輸出令別表第1の、外為令別表のそれぞれ第1～15項）に該当するか否かの判定のやり方を教えてください。

A: 貨物や技術は、品目と技術仕様はそれぞれ次のように別の法令で規制されています。

	(品目)	(技術仕様)	(用語の解釈)
貨物	輸出令別表 1 の1～15 項	貨物等省令 第1～14 の 2 条	運用通達
技術	外為令別表 の1～15 項	貨物等省令 第 15 条～28 条	役務通達

安全保障貿易管理ホームページに掲載されているマトリックス表、

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html

は、これらの法令を一つの表にまとめて見やすくしています。貨物又は技術のエクセル版をダウンロードして、このホームページに書かれている方法に従い、エクセル・ブック検索します。検索のためのキーワードは、判定する貨物又は技術に関連する、思いつく言葉を入力してください。一般によく使われている言葉ばかりではなく、邦訳、専門用語、法律用語などに置き換わっている場合が多くありますので工夫して入力してください。

例: ベアリング ⇒ 軸受 カーナビ ⇒ 航法装置
IC ⇒ 集積回路 リアクター ⇒ 反応器

マトリックス表で「用語の解釈」は、品目や技術仕様を決めている法令で使われている言葉の意味が定義されているなど、該非を判定する上で重要な説明が書かれていますので、よく

読んで理解しておいてください。

上記検索でキーワードがヒットして、該非を判定する項番が決まったときは、このマトリックスから該非判定ができます。

5. 5. サーバーで技術提供する場合の留意点

Q： 当社は半導体の設計を行っています。このたびその一部を海外の企業に発注しようと思いますが、その設計情報を日本にある当社のサーバーにアップロードして海外の企業の設計者と情報の共有を図ろうと思います。輸出管理上、どのようにしたらよいでしょうか？

A： サーバーが日本・外国のどこにあっても、サーバーの内容を非居住者が閲覧すると、技術の輸出（技術提供）となります。

このため、サーバーにアップロードをする予定の設計データが、外為令別表の1の項から15の項に該当するか否かを判定が必要です。判定の結果、設計データが規制に該当する場合には、許可を取得していただくことになります。

御社が一般包括役務取引許可証を取得されている場合には、提供しようとする非居住者の国が一般包括役務取引許可証を使用して役務提供が可能な国なのかを「一般包括役務取引許可/特定包括役務取引許可マトリクス」

（ <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law06.html> で、「包括マトリクス」を選択 ）で確認をしてください。

御社が一般包括役務取引許可証を取得されていない場合、あるいは設計データの提供先が一般包括役務取引許可証を使用して役務提供が出来ない場合は、個別許可（役務取引許可）を取得してください。

役務取引許可を取得するなどしてアップロードできるようになったら、非居住者である設計者にパスワードを付与してアクセス管理を行います。さらに、アクセスのログを、トラブル時の証拠資料として、アップロードを終了した日から7年間（大量破壊兵器等関連7年、通常兵器関連5年）は保存しておきましょう。

5. 6. 該非判定書とは

Q： 当社製品を販売した国内の顧客が当社製品を輸出することになったとの理由で、「該非判定書」の提出を求めてきました。何のことでしょうか？

A： 海外に貨物を輸出しようとする、あるいは技術を提供しようとする時には、貨物・技術について該非判定が必要です。該非判定とは、輸出しようとする貨物や提供しようとする技術が外為法（輸出令、外為令）等で定められる規制貨物や規制技術に該当するか否かを判定することをいい、該非判定書とはこの判定結果を記載したものをいいます。

該非判定は輸出者が責任を持って行うことが原則ですが、御社の製品を購入した顧客では、御社の製品の技術的な仕様がわからないため、正しい該非判定が出来ません。このため、御社に対し、該非判定結果の提供を求めてきたのです。御社は輸出者である顧客に対し、自社製品について正しい該非判定をしなくてはなりません。該非判定は、本Q&A集5. 4.の方法に準じて行ってください。また、該非判定書の法的な取り扱いについては、本Q&A集5. 13. を参考にしてください。

該非判定書は、法令等で決まった様式があるわけではないので、御社で任意に作成して結構ですが、該当する項番がある場合は、判定結果がわかるように根拠資料を添付するのが一般的です。

5. 7. 装置の部分品を判定する場合の留意点は

Q: 装置の該非判定をする際に、その装置を構成している部分品についても該非判定が必要であると聞きました。装置の部分品の該非判定をする場合の留意点について教えてください。

A: 該非判定では、装置で使用するすべての部分品を項番ごとに判定しなくてはなりません。

しかし、運用通達 1-1(7)では、装置の「部分をなしている」ものが、

① 装置の主要な要素となっていない

若しくは、

② 装置と分離し難い

場合は「(輸出令別表第 1～15 の項に)該当しないものとして扱う」と定めています。(注 1)ここで、不正を働いて組み込んだものは「部分をなしている」とはいえませんが、一方、正当な組み込み品であって、壊れやすいなどの理由から別梱包にて出荷した場合は「部分をなしている」とみなされます。

① については価格比で決定します。部分品がコンピュータ以外(コンピュータについては(注2)参照)であって、

(該当の部分品の合計) ÷ (装置の製品価格) が 10%以下 であれば部分品とみなされません。ここで、(該当の部分品の合計)の計算は、輸出令別表第 1 の●の項(▲)ごとに別計算します(以下の(例)を参考にしてください)。

(例)製品価格 100 万円の装置に7の項(1)該当の集積回路(購入単価 5,000 円)10 個と、7 の項(7)該当の高電圧コンデンサー(購入単価 5,000 円)30 個を含む場合、

$(5,000 \text{ 円} \times 10 \text{ 個}) \div (100 \text{ 万円}) = 5\% \cdots 7 \text{ の項(1)非該当}$

$(5,000 \text{ 円} \times 30 \text{ 個}) \div (100 \text{ 万円}) = 15\% \cdots 7 \text{ の項(7)該当}$

② については、単にケーブルで接続されているとか、ラック・マウントされている等、簡単に取り外しができるものではなく、機器・システムの構成部品として通常的手段では分離し難い方法で組み込まれている場合や、内蔵されている部品がプリント板などに半田付けされているような場合。

(具体的な製品で疑義があるときは、経済産業省に確認のこと。)

(注1) 部分品が輸出令別表第1の1の項(3)(13)、2の項(3)、4の項(6)であるときは、これらについては上記①、②は適用できず、また、それ以外であっても装置の主要な部分品になっていて、かつ混合されたまま、あるいは内蔵されたままの状態、部分品自身の機能が発揮できる場合は、たとえ分離できなくても、該非判定をしなくてはならない。

(注2) 装置に、8項で対象となる電子計算機、いわゆるコンピュータが装置の部分品か否かの判定は、①の「主要な要素」は別の計算をする(下記参照)。しかし、例えば家庭電化製品を制御するマイコンチップはコンピュータとみなさず、半田付けがなされていなくて分離できるものについては、①の計算をする。また、「暗号プログラム」が搭載されている場合は、別途該非判定が必要な場合もあるので、注意が必要である。

【該当の計算機が装置の部分品の場合の、「主要な要素」の考え方】

貨物等省令第7条第三号では、「他の装置に内蔵されたものであって、当該装置を移動するために必要不可欠であるもののうち、当該装置の主要な要素ではないもの」とあり、運用通達8項に、主要な要素とは、「他の装置に内蔵されている電子計算機又は附属装置の購入価格が装置の販売価格の35%を超えることをいう。

⇒ 内蔵の該当コンピュータは、価格比で装置の35%以下の時、規制から除外される。

5. 8. 継続的に購入しているものでも、輸出のたびに該非判定書を手入れしなければならないのか

Q: 同一品番の製品を継続的に購入している場合でも、輸出の都度、購入先メーカーから該非判定書を手入れしなければならないのでしょうか？

A: 法令改正により規制の内容に変更がなく、製品の技術仕様に変更ないのであれば、輸出の都度、メーカーから該非判定書を取り寄せる必要はありません。最初に入手した、メーカーの判定結果に従い、自社で該非判定書を作成しても差し支えありません。

ただし、法令改正により規制の内容に変更があった時は、その度に判定結果の見直しを行い、必要に応じて更新してください。法令改正に基づく判定結果の更新がない場合でも確認した日付は新しくしておく必要があります。

5. 9. 海外からの購入品の該非判定は

Q: 海外のメーカーから購入している部分品についての該非判定は、どのように扱えばいいのでしょうか？

A: 購入品のため、御社で該非判定が出来ない場合には、海外のメーカーから輸入を行った日本の商社や輸入代理店等に問い合わせを行った、該非判定書を手入れしてください。

これが不可能な時は、海外メーカーから詳細な仕様を直接入手して、御社で該非判定しなければなりません。詳細な仕様が入手できない時は、日本の規制技術仕様を翻訳して該当か否かの問い合わせをする等しながら、判定書を完成する必要があります。

製品を製造した海外メーカーが米国やEU諸国のメーカーであって、日本へ輸出する際に米国のECCNやEUの規制番号を検討していればその番号を問い合わせ、安全保障貿易管理ホームページのマトリックス表から日本の規制の省令番号を調べることもできます。

御社が購入品の仕様を熟知していて、メーカーと同等の判定が可能な場合は、御社で該非判定をしても結構です。

メーカーから該非判定書を入手した場合でも、外為法上の責任は輸出者たる御社にあるので結果を鵜呑みにすることなく、判定内容をよく吟味してください。なんでもないと思われるものが輸出管理上の機微な品目として扱われている場合もあり、慎重な判定が必要です。

5. 10. 明らかに非該当と考えられる汎用部品の取り扱いは

Q: 明らかにリスト規制に非該当と考えられる汎用部品(例えばボルト、ナット、スプリング等)は該非判定対象にする必要はないと考えられますが、その範囲を自社で決めても構いませんか？

A: 非該当の根拠を明確にしたリストを作成して自社で非該当品リストとて、他の輸出関係書類とともに輸出の日より7年間(大量破壊兵器等関連等7年、通常兵器関連5年)は保存しましょう。又、ここで、部分品については本Q&A集5. 7. を参照してください。

5. 11. 16 項該当とは(キャッチオール規制)

Q: 仕入先メーカーから取り寄せた該非判定資料には、「1～15 項は非該当ですが 16 項には該当します」と記載されていることがあります。外為法の規制に該当のでしょうか？

A: 該当です。

ただし 16 項に限っては、それだけでは輸出許可を申請する必要はありません。該非判定者(通常は製造者)は輸出者に対して、「この貨物や技術は 16 項に該当のものだから、輸出者はその最終用途や最終需要者が、大量破壊兵器等や通常兵器に関連していないかよく調べてください」と申し送っているのだと理解してください。

それは以下の理由によります。

外為法違反は該当だからではなく、許可を受けるべき貨物を許可を受けずに輸出した場合にはじめて問われます。

1～15 項は技術仕様に該当すると、一般包括許可を取得していない輸出者は特例が適用できない限り、個別許可を申請して取得しないと輸出できません。

一方、16 項は、食料品や木材等を除くおよそあらゆる工業製品が該当となります。しかし、輸出先がいわゆるホワイト国(輸出管理の行き届いた欧米韓国等の 26 カ国)ではなく、

① 16 項該当貨物・技術の用途が大量破壊兵器等や通常兵器の開発等に用いられる場合(用途要件)

または

②それを利用する最終需要者が、大量破壊兵器等や通常兵器(通常兵器の場合、仕向け

先が国連武器禁輸国に限る)に関連することに携わったことがないか、将来携わることになるか(需要者要件)、
を通常の商習慣の範囲または経済産業省が出している外国ユーザーリスト等で知った時に初めて輸出許可の要件の吟味が必要になります。(そのほか、インフォーム要件があります。インフォーム要件については本Q&A集4. 2. を参照してください。)

①や②を調べるツールはいろいろなものが法令等で用意されており、安全保障貿易管理のホームページから入手することができます。

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html>

また、通常の輸出先の与信調査、契約交渉、技術交渉などを通じて知り得た情報で、非居住者に提供しようとする外為令別表の16の項該当技術や、輸出しようとする輸出令別表第1の16の項該当の貨物が、大量破壊兵器等の開発等に使用されることを知った場合、遅滞なく経済産業省安全保障貿易審査課に、指定の様式の書面で報告しなければなりません(「補完規則報告」)。

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_hokankiseihoukouku.pdf

5. 12. EUの規制番号や米国のECCN(規制品目リスト番号)は、わが国の該非判定に役立つか

Q: 当社は欧州EU内に本社がある外資企業の日本法人です。この日本法人では人的リソースが限られているため製品の該非判定に苦労しています。

EUの本社では dual-use item の classification を行っていると聞いています。EUの規制番号は、日本の該非判定に相当するものなののでしょうか？また日本での該非判定としてそのまま流用できるものなのでしょうか？

A: 日本もEUも、ワッセナーアレンジメントなどの国際レジームに参加し同じように輸出管理に取り組んでおり、国際レジームで合意された内容を同じように国内の法令に反映しています。したがってEUでの classification の結果は、概ね日本の該非判定結果とリンクしていますので参考にすることができます。

ただし、項目番号の構成が日本とは違いますので正しい読み替えが必要です。

例:ECCN 3A001 に該当の集積回路品は、日本法令では輸出令別表第1の7D項(1)

同様に、米国の輸出管理として ECCN(Export Control Classification Number: 規制品目リスト番号)があります。経済産業省では“政省令－EU 規制リスト対比表(貨物)”を参考情報として発表しており、安全保障貿易管理ホームページに掲載されていますので活用するとよいでしょう。

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html

(マトリックス表(EXCEL版)を開き、右端の「(参考)関連するECCN番号」の欄を参照)

ただし、国際レジームの合意内容を自国法令に反映するタイミングの違いのため、極端な場

合には同じ製品でも違った該非判定の結果になるケースもあります。

また、細かい解釈や運用の違いなどは国によって異なることもありますので、米国のECCNやEUの規制番号はあくまで参考であり、最終的には日本の法令が唯一の判断の根拠となることをご留意下さい。

5. 13. 該非判定書等の法的な取り扱いは

Q: 当社はメーカーであり、自社で輸出することはないのですが、当社が販売した製品を海外に輸出するため、国内の顧客からパラメータシートの発行依頼を受けました。

該非判定書の発行は、メーカーに対して法律で義務付けられたものなのでしょうか？発行しないと行政指導や罰則などがあるのでしょうか？

また、意図せずに間違った判定し、顧客に提供してしまった場合はどのような影響があるのでしょうか？

A: 海外に貨物を輸出したり、技術を提供しようとする場合、輸出者は該非判定を行い外為法上の規制に該当するのかを確認する必要があります。(本Q&A集5. 1. 参照)この時に必要になるのがパラメータシートです。(本Q&A集5. 6. 参照)

判定の結果が規制に該当する場合には、どの国・地域に輸出する場合であっても、許可を取得しなければなりません、パラメータシートはその際の該当証明書となります。

一方、規制に該当しない(非該当)のときにも、通関のための税関提出書類の一つとして、非該当証明書に根拠資料として添付します。

外為法上、輸出者が該非判定を責任を持って行うことが求められており、その結果を記載したパラメータシートは、許可申請等に使用することから、輸出者には正確な記載が求められます。しかしながら製品の性能機能については、メーカーが最もよく知っていることがほとんどであることから、法令上の義務や罰則はありませんが、メーカーが該非判定をすることが社会的な通念となっています。メーカーは自社製品に対し社会的責任が問われますし、顧客と円滑にビジネスを進めるためにパラメータシートの提供が必要な場合もあるかもしれません。

仮に、メーカーが該非判定を間違えたために輸出者が外為法に違反してしまった場合、輸出者から責任を問われるかもしれません。一方、該非判定の誤りが続くようだと会社の信用を失いかねません。したがって、メーカーによる該非判定は正確に実施する必要があります。

輸出者が、御社に問い合わせをすることなく独自で該非判定を行い、外為法違反を起こした場合、御社は輸出者が輸出することを知らなかったことが証明できれば、御社が該当を開示しなかったといって責任を問われることはないでしょう。

5. 14. 仲介貿易取引の該非判定とは

Q: 仲介貿易取引を行う場合にも該非判定が必要でしょうか？

A: 居住者が行う取引により貨物が外国相互間を移動する場合であって、「売買」「貸借」「贈

与」に関するものは、仲介貿易取引として規制の対象になっています。この場合、「仲介貿易取引許可」が必要です、それに応じた該非判定が必要です。

(1) 貨物が輸出令別表第1の1の項(武器そのもの)に該当する場合貨物の輸出と同様に規制されます。

(2) 輸出令別表第1の2から16の項に該当する場合

非ホワイト国間の取引であることに加え、大量破壊兵器等の開発等の用途要件、インフォーム要件に該当する場合に限る。

なお、仲介貿易取引を行う居住者が、どこにいる場合でも規制対象となります。

5. 15. プリント基板上の電子部品の該非判定は

Q: 当社は電子部品が搭載されたPCボードやプリンター用ボードを製造しています。これらボード上の構成部品の判定まで当社で行う必要があるのでしょうか？

A: 電子部品単体がプリント基板等にハンダ付けされたものであれば「分離しがたい状態(運用通達による)」であり、これらのプリント基板上の個々の電子部品の該非判定は不要です。一方、基板にコネクタ接続等、通常的手段で取り付けられている電子部品については該非判定の対象となります。

なお、電子部品が搭載されたボードそのものの機能は、輸出令別表第1の1項から15項に照らして該非判定します。

(部分品については、本Q&A集5. 7. を参照してください。)

5. 16. 海外製品を国内で修理した後、再輸出する場合の該非判定は

Q: 当社では海外メーカーから貨物を輸入し、修理した後輸出しようとしています。

海外メーカーに該非判定を依頼しても該非判定書を発行してくれない場合、どのように進めればよいのでしょうか？

A: 御社で修理された外国製品とのことですので、この製品を輸出しようとする場合、輸出に必要な書類はすべて輸出者である御社が準備する必要があります。御社がこの製品の仕様を熟知しており正確な該非判定ができるならば、御社が該非判定をすればよく、メーカー等から該非判定書を入手する必要はありません。

一方、御社では細部までの仕様の把握が十分ではなく、海外メーカーの該非判定が必要な場合、この製品の輸入商社や海外メーカーの日本輸入代理店に、修理する前のパラメータシートの提出を依頼してください。入手後は内容を鵜呑みにすることなく、疑義があれば作成元に質問をするなど正確な判定書とする必要があります。(本Q&A集5. 9. 参照) 商社・代理店からの入手が不可能な場合、製品の詳細な技術仕様を商社・代理店や本国のメーカーから取り寄せ、御社が入手したデータを基に該非判定をしなくてはなりません。輸入元が米国やEU諸国の企業であり、本国で輸出する際に必要なECCNやEUの規制番号を入手することができる場合は、安全保障貿易管理ホームページに記載されているマトリックス表から、日本法令による技術仕様を参考として確認することができます。

御社で修理する前の該非判定書が入手できそれが正しいことが確認できたら、御社の修理によって技術仕様が変わり、判定に変更がないかチェックしてください。変更がある場合は御社にて該非判定書を修理後の技術仕様に書き直してください。

6. 分野別該非判定の方法

6. 1. 工作機械

6. 1. 1. 工作機械をカタログ値で該非判定してよいか

Q: 工作機械の該非判定をしたいのですが、既に測定したデータに基づいたカタログ値があるので、そのカタログ値で判定してよいでしょうか？

A: 工作機械の位置決め精度は実測値で判定しなければならないのが原則です。ただし、5台の実測データの平均値を申告値として経済産業省に申告して認められれば、その都度実測する必要はなく申告値で代用することができます。

以前はカタログ値での判定が認められていた時代もありましたが、現在は実測した申告値が必要です。カタログ値はメーカーが保証する最低限度の精度であるので、通常はそれよりもよい精度である可能性が高いことから、工作機械に限っては実測値で申告するように変更されました。

6. 1. 2. 核兵器のために設計したわけではない工作機械でも、輸出令別表第1の 2 の項で該非判定する必要があるのか

Q: 輸出令別表第1の2の項は、核兵器関連の規制だと聞いていますが、当社の工作機械は、核兵器の製造用ではないので2の項は関係ないと思います。通常兵器関連を規制している6の項だけを該非判定すればよいでしょうか？

A: 輸出令別表第1の2の項(12)の「核兵器の開発又は製造に用いられる工作機械・・・」とは、流用されると「核兵器を製造できてしまうほど高性能のもの」も含まれます。その「高性能のもの」の度合いとして、輸出令別表第1の2の項(12)の相当する貨物等省令で技術仕様が決められています。従って御社に「核兵器の製造用」という設計意図がなくても該非判定をしなければなりません。

一方同様にして、記述はありませんが、6の項は通常兵器へ流用される可能性のあるものを規制しています。

また、6項ははじめに・・・(2の項の中欄に掲げるものを除く)・・・とあり、2項非該当の貨物だけが対象となり、2つの項の重複して該当することがないようにしています。従って2の項非該当の場合は、6の項の該非判定が必要となります。

6. 1. 3. 工作機械を国内販売するだけなら輸出管理をしなくてよいか

Q: 当社は、国内のお客様に工作機械を販売しています。そのお客様が輸出をしますが、当社は直接には輸出しません。当社は輸出管理をする必要はないと思いますが？

A: 輸出者が輸出管理を行うことが原則ですが、工作機械では特有の事情から以下に例示するような技術提供の可能性があります、そのときには規制を受ける場合があります。

工作機械などの設備機械の据付工事は工作機械のメーカーでなければならない場合があります。また、高精度加工する工作機械では、最終需要者の高い精度要求に答えるために、特殊技術が必要となり、工作機械のメーカーでないと対応できないことがしばしばあります。これらの現地調整作業に日本から海外に技術者が行く場合には外為法上の技術提供となり、これを御社が請け負った時は輸出管理が必須となります

また、海外の需要者から修理のための図面の送付要求を直接受ける場合もあります。修理のための図面は製造の技術に相当します。工作機械の役務取引における許可不要の例外規定は使用の技術に限られますので、役務提供許可が必要になる場合があります。

以上のように、工作機械では思わぬ輸出管理が必要になる場合があります、注意が必要です。

6. 1. 4. 中古の工作機械を屑鉄にして中国に輸出したい。留意点は。

Q: 中古の工作機械をオークションで購入しました。鉄屑として中国へ輸出しようと思っていますが、そのままの形では中古でも輸出規制を受けますか？

A: 工作機械はかなり寿命が長く、中古の工作機械でも十分な高精度で核兵器の部品を製造することができるものが多いので、中古といえども位置決め精度を測定して、輸出令別表第1に該当するか否かの判定をしなければなりません。

自社で位置決め精度を測定することが不可能であれば、工作機械メーカーに位置決め精度を問い合わせるか、有料の位置決め精度を測定会社に測定してもらうことができます。

なお、鉄屑として輸出する場合には、スライド面を金槌でたたいて使えなくするなど、位置決め精度に関わる部分を破壊して高精度な加工ができないようにする必要があります。

6. 2. 集積回路

6. 2. 1. カスタム集積回路とは

Q: 顧客の要求に合わせて他の装置用に専用設計し製造したICを当社より輸出することになりました。当社は設計の段階から当該ICの機能、仕様に関する情報を顧客と共有しています。この場合、当該ICを「カスタム集積回路」の規制(貨物等省令第6条第一号リ)で判定してもよいでしょうか。

A: 運用通達の輸出令別表第1の7の項の解釈「カスタム集積回路」に、

製造者が特定の顧客からの仕様の提示に基づいて製造し、その顧客に供給するもの又は供給したものをいう(製造者が、輸出令別表第1の5から15までの項の中欄に掲げられた貨物であるか否かを判断できないものに限る。)

とあり、カッコの中で、機能及び設計対象がどのような「他の装置」に使用されるのかを、製造者は知らない集積回路のことをいうことが説明されています。

ご質問のケースは、製造者が当該ICの仕様を顧客と共有しているので、当該ICは、カスタム

集積回路とはいえず、製造者は輸出令別表第1の1～15 項に照らして該非判定しなければなりません。

6. 2. 2. 「専用集積回路」が「汎用集積回路」になった場合

Q: TVのために専用設計した集積回路を、「専用集積回路」として該非判定しました。その後、同じ集積回路がパソコンにも使用できるようになりました。この場合、該非判定をやり直さなければならぬでしょうか？

A: 設計当初に専用設計の対象であった貨物は「専用設計回路」として判定します。ただし、装置設計者が汎用品としてカタログ等で認知した場合は、「汎用集積回路」として判定します。

7. その他

7. 1. 中古品や廃棄物の輸出の留意点は

Q: 当社では中古品や廃棄物も輸出することがあります。これらに対しても輸出規制があると聞きました。アドバイスをお願いします。

A: 中古品や廃棄物の輸出も、外為法の輸出貿易管理令に基づく安全保障輸出管理の中で規制などの運用がなされています。中古品であっても新品と同様に該非判定が求められます。また廃棄物は、中古品として使用することが出来ないことが前提ですが、輸出令別表第2などで定められていますのでチェックが必要です。

そのほか、廃棄物に関する詳しい規制内容は、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などの確認が必要な場合があります。関連する法律については財団法人日本環境衛生センター 環境科学部 バーゼル条約輸出入規制事前相談課や経済産業省産業技術環境局環境政策課環境指導室で確認してください。

7. 2. 一般包括許可の取得のメリットとデメリットは

Q: これまで当社は国内の顧客(装置メーカー)の図面で製造した装置の専用部分品を納め、その装置メーカーが輸出を行っていました。

この度顧客から、当社が直接部品(リスト規制該当品)を輸出するよう依頼され、この機会に一般包括輸出許可を申請してみてもはと言われました。

当社のような中小企業にとっての一般包括輸出許可のメリット・デメリットについて教えてください。

A: 個別許可では輸出許可(または役務取引許可)申請の内容を経済産業省が一件一件審査し輸出者に許可を与えるのに対し、一般包括輸出許可(または一般包括役務取引許可)では、自ら輸出管理ができる優良な輸出者については、経済産業省に代わって審査をする権限を許可取得者に付与するというものです。

自ら輸出管理ができる優良な輸出者の要件として、

- (1) 輸出管理内部規程を作成して、経済産業省に届けて受理されていること。
 - (2) (1)が確実に実施されていることを自主判定するため毎年7月に輸出者等概要・自己管理チェックリストを作成し経済産業省に届出、受理されていること。
 - (3) 企業の役員又は正規社員が、経済産業省が主催する「適格説明会」に、定期的に出席すること、
- の3つです。

さらに、内部規程に基づいて輸出管理が行われているかを確認するために経済産業省安全保障貿易検査官室による「法令遵守立入検査」が実施されることがあります。

一般包括輸出許可(または一般包括役務取引許可)を取得すれば、輸出審査を自社で行うことが認められ、輸出(技術提供)案件ごとに経済産業省の許可を取得する必要がなくなるため、頻繁に許可申請を行う企業の方にはメリットがあります。

一方、一般包括輸出許可(または一般包括役務取引許可)は、許可証を使用できる範囲がリスト規制の該当項番と輸出先(提供先)の組み合わせによって定められているため、取引の内容によっては使用できない場合があります。一般包括許可／特定包括許可マトリックスで規制項目と仕向け先から一般包括許可が使用できるか確認してください。

(<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law06.html> より「包括マトリックス」を選択)

また、自ら輸出管理ができることが許可証の取得の要件ですので、適切な管理・運用に対する責任が求められていることは言うまでもありません。

御社が、一般包括輸出許可(または一般包括役務取引許可)が使用できる範囲の該当品目を輸出(技術提供)する場合には、輸出(技術提供)の頻度と個別許可証取得までの日数を勘案して一般包括輸出許可(または一般包括役務取引許可)取得の検討をしたらいかがでしょうか。

7. 3. 輸出管理内部規程の受理票取得までの所要日数は

Q: 輸出管理内部規程(CP)を経済産業大臣に届出した場合、受理票発行までに要する日数はどのくらいでしょうか？

A: 経済産業省安全保障貿易検査官室にCPの届出をした場合、CPが外為法を始めとする輸出関連法規の遵守事項をすべて含む内部規程であるかどうかの確認がおこなわれ、内容に不備や疑義がある場合は後日検査官室より連絡があります。

これらの不備や疑義がすべて解消されたときに内部規程は経済産業省に受理され、受理票発行となります。正式に届出を行う前(ドラフトの段階)であっても検査官室で相談を受け付けているので、日数についてはお問い合わせください。

7. 4. 法令改正情報の入手法は

Q: 該非判定に関して、判定済みの貨物でも法令改正があれば再判定が必要なことはわかりましたが、法令改正があることの情報はどのようにして入手できるのでしょうか？

A: 安全保障貿易管理ホームページをこまめにアクセスしてください。
また、民間団体等が行っているメール配信サービスを利用するのも有効です。

7. 5. 非該当証明書について教えてほしい

Q: 税関に提出する非該当証明書について教えてください

A: 非該当証明書(参考様式)の例が安全保障貿易管理ホームページにあるので参考にしてください。

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/apply04.html>

リスト規制非該当のものは輸出に際し、許可の必要はありませんが、税関で該非判定を適切に行っているか問われる場合があります。上記URLからダウンロードできるようなリスト規制非該当を示す非該当証明書と、項番がある場合はパラメータシートあるいは項目別対比表を根拠資料として添付して、用意しておくといでしょう。

7. 6. 適格説明会の受講票について教えてほしい

Q: 適格説明会に出席したが、受講証明書は発行してもらえますか?

A: 証明書は発行していません。

適格説明会の当日に、受講者に配布される「受講者名登録用紙及びアンケート調査票」に受講者名記入欄に必要事項を記入の上、受付に提出すると、経済産業省が受講実績として確認します。

7. 7. 仲介貿易取引にあたるか

Q: 当社が国内のメーカーに発注した機械が、メーカーによりタイのメーカー子会社から東南アジアに輸出されることになりました。この取引に関し、当社は仲介貿易取引管理の責任がありますか?

A: 仲介貿易取引(外国相互間の貨物の移動を伴う取引)の輸出規制は取引の形態によって行われ、御社が売買双方の契約当事者の場合にのみ規制の対象となります。

ご質問の場合は、御社は国内のメーカーとの国内取引であり、国内メーカーが東南アジアの子会社と売買契約を締結し、それに基づいて外国相互間の貨物移動を行うのであれば、国内メーカーは仲介貿易取引を実施しています。

以上のように仲介貿易取引に関し、御社には直接の法規制はかからないと思われますが、トラブルに巻き込まれないようにするために、御社と国内メーカーとの契約の中で、メーカーが当該子会社から輸出する際に、仲介貿易取引に基づく法規制などへ、的確な対応を行わなければならないことを明記しておくといでしょう。

7. 8. 自己使用のみのパソコンに輸出許可が必要か

Q: パソコンを携帯して海外出張し、出張した本人のみ使用して持ち帰る場合は、輸出許可が

必要でしょうか？

- A：出張した本人のみが使用するのであれば、一時的出国者が本人使用で携帯するパソコン（暗号機能を有すものに限る）で、持ち帰るものについては、輸出許可は不要です。この場合は、税関で該非判定書の提示を求められることは、原則ありません。
- また、非居住者への技術提供も発生しませんので、役務取引許可も不要です。

7. 9. 日本国籍の当社社員を外向のため海外の子会社へ赴任させた。輸出管理上の注意点は

- Q：海外法人・子会社に、当社の日本人技術者を外向させて勤務させる場合は、どのような注意が必要でしょうか？

- A：御社の社員は、海外法人に勤務する目的で出国し外国に滞在した時点から、非居住者となりますので、たとえ国籍が日本人であってもリスト規制該当技術を提供する場合には、役務取引許可を必要とします。
- また、その社員への技術提供のつもりでも通常は日本法人から、その海外法人への技術提供と考えられますので、該当技術を提供する場合は所定の手続きが必要となります。該当技術を許可なしにその社員に提供すると、外為法違反となることを御社社内で十分に指導・教育する必要があります。

7. 10. 民生用に輸出した製品が当社の知らないところで軍事転用されていた。当社の責任は。

- Q：当社は民生用機器のメーカーです。当社が輸出した機器が輸出先国で懸念用途に転用されたことが判明した場合、当社は責任が問われることになるのですか？
- A：輸出の時点までに懸念情報を入手していなければ、輸出者が責任を問われることはありません。ただ、輸出管理に問題がなかったということを証明するのは大変難しいことです。その貨物の輸出に当たっても、社内の輸出管理規程に則って正しく輸出が行われていたことが分かる記録を、輸出の日から7年間（大量破壊兵器等関連7年、通常兵器関連5年）は保存しておきましょう。

7. 11. 日本に滞在している当社の中国籍の従業員が、私用で一時帰国する。輸出管理が必要か

- Q：当社はメーカーで、輸出令別表第1に該当する貨物や、外為令別表に該当する技術を扱っています。当社の外国籍の技術者が休暇を取得し、一時帰国することになりました。この場合、輸出管理が必要ですか？
- A：個人が休暇をとって一時帰国することは企業の業務とは関係がありません。一時帰国時に会社の業務を行うのでなければ、技術者の一時帰国を輸出管理の対象とする必要はありません。これは、日本人の技術者が休暇で外国に行くからといって輸出管理が必要とはならないことと同じです。
- これとは別に、企業の情報を外部に持ち出すことは就業規則の守秘義務に違反することな

ど、日ごろ従業員へ周知が必要です。

また、輸出管理教育の一環として、技術情報を記録した文書や記録媒体等を外国へ持ち出すことだけでも、外為法に違反となる場合があることを、日本人、外国人を問わず従業員にことが大事でしょう。